

地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構就業規程（以下「就業規程」という。）第72条の規定に基づき、就業規程第2条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般職員 特定職員以外の職員をいう。
- (2) 特定職員 職員のうち院長、副院長並びにその職務の複雑、困難及び責任の度等が院長又は副院長に相当するものとして理事長が定めるもの

(給与)

第3条 一般職員における第1条の給与は給料、役職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当、特定職員における第1条の給与は年俸及び通勤手当をいう。

2 給与は、他の規程及び次条第3項に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第3条の2 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項の規定により、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）が実施する福利厚生事業に係る自己負担金
- (2) 団体扱いの生命保険及び損害保険の保険料
- (3) 人間ドック及び予防接種の自己負担金
- (4) 愛知県都市職員共済組合が実施する組合員の福祉事業に関する貯金及び

貸付金の償還金

(5) 労基法第24条第1項に規定する労働組合の組合費

(6) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与から控除を申し出たもので、理事長が適当と認めたものの金額

(給料)

第4条 給料は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第4条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）の規定による勤務に対する報酬とする。

2 一般職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

3 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に定めるところにより、その相当額をその職員の給与から控除する。ただし、特別の定めがある場合には、この限りでない。

(給料表)

第5条 給料表は、別表第1から別表第8までのとおりとする。

2 一般職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第9から別表第16までに定める等級別基準職務表によるものとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、理事長が別に定める。

3 一般職員の職務の級は、理事長が前項に規定する基準に従い決定し、第1項の給料表により一般職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇給、昇格等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける一般職員となった者の号給は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

2 一般職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところによる。

- 3 一般職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が別に定める日における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規程第64条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する勤務成績が良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 次に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- (1) 55歳（理事長が別に定める職員にあっては、56歳以上の年齢で理事長が別に定めるもの）を超える職員
- (2) 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の計算期間及び支給日）

第7条 給料の計算期間は、月の1日からその月の末日までとする。

- 2 給料の支給日は、その月の22日とする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で日曜日若しくは土曜日又は休日でない日に

支給する。

（給料の支給）

第8条 新たに一般職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した者が即日一般職員となった場合又は地方公務員若しくは国家公務員が退職の日に一般職員となった場合は、その日の翌日から給料を支給する。

2 一般職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 一般職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間規程第5条第1項、第6条及び第7条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 一般職員が休職にされ、又は休職の終了により復職した場合、就業規程第17条第1項第6号規定する専ら従事する場合、又は就業規程第17条第1項第6号規定する専ら従事する場合の期間の終了により復職した場合、停職にされ又は停職の終了により職務に復帰した場合、地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）第3条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合、地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員の自己啓発等休業に関する規程第2条第1項に規定する自己啓発休業を始め、又は自己啓発休業の終了により復帰した場合及び地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員の配偶者同行休業に関する規程第2条第1項に規定する配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により復帰した場合におけるその月の給料は、前項に規定する日割りによる計算により支給する。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第9条 就業規程第32条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属

する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第4条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（任期付短時間勤務職員の給料月額）

第9条の2 就業規程第32条の2の規定により採用された職員のうち勤務時間規程第4条第1項に規定する勤務時間より短い勤務時間である職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第5条第1項の規定に関わらず、その規定による給料月額に、勤務時間規程第4条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の調整額）

第10条 理事長は、第5条に規定する給料表の額が同一級の職に通常含まれている労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務に係る職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいてその給料表に掲げられている給料額につき適正な調整額表を定めることができる。ただし、その特殊性がその職務の級に属する同種の職に等しく含まれている場合においてはその職を給料表の級に格付するに際し、その特殊性を考慮に入れることを妨げるものではない。この場合においては、その給料月額を本条の規定によって調整することはできない。

2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

（役職手当）

第11条 役職手当は、管理又は監督の地位にある一般職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき、特に必要があると認めるものに対して理事長が別に定めるところにより支給する。

2 前項の役職手当の月額は、その一般職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

3 第1項に規定する一般職員の職にある職員のうち医療職給料表（一）の適用を受ける一般職員以外の職員には、超過勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある一般職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表（一）の適用を受ける一般職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその一般職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度障がい者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（地域手当）

第13条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、一般職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、役職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の6の割合を乗じて得た額とする。

3 医療職給料表（一）の適用を受ける一般職員には、当分の間、前項の規定

にかかわらず、給料、役職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 4 就業規程第32条の2の規定により採用された職員（医療業務に従事する職員で理事長の定めるものに限る。）には、当分の間、給料に100分の16を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第13条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する一般職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている一般職員（法人が設置する宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）
- (2) 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される一般職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（法人が設置する宿舍その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる一般職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する一般職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる一般職員 次に掲げる一般職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている一般職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている一般職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる一般職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを

切り捨てた額)

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

- 2 前項の1箇月当たりの通勤手当の額は、55,000円を超えない範囲内で理事長が定める。

- 3 前2項に規定するものの外、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第14条の2 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった一般職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らし

て困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする一般職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額、3万円（理事長が別に定めるところにより算定した一般職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である一般職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

3 新たに給料表の適用を受ける一般職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった一般職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする一般職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される一般職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める一般職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（在宅勤務等手当）

第14条の3 住居その他これに準ずるものとして理事長が別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他理事長が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、理事長が別に定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた一般職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第15条 他に特別の規定があるものの外、一般職員が特殊の勤務に従事し、そ

の勤務に対する給与について、特別の考慮を必要とする場合においてそれを給料に組入れることが不可能であるか又は困難若しくは不適當な事情があるときは、その特殊性に応じ、特殊勤務手当を支給することができる。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給の方法は、理事長が定める。

(超過勤務手当)

第16条 超過勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた一般職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

- 2 超過勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）」とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間規程第7条の規定により、勤務時間規程第5条第2項又は第6条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」とい

う。)以外の時間に勤務することを命ぜられた一般職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員等が、勤務時間規程第7条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた一般職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50

6 勤務時間規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に一般職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第2項に規定する理事長が別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第4項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合

7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について

前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第2項に規定する理事長が別に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第17条 休日勤務手当は、勤務時間規程第10条に規定する祝日法による休日

（勤務時間規程第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した一般職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（勤務時間規程第5条第1項又は第6条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている一般職員以外の一般職員にあっては、勤務時間規程第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間規程第6条及び第7条の規定に基づく週休日に当たるときは、理事長が別に定める日）及び勤務時間規程第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した一般職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた一般職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

（夜勤手当）

第18条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた一般職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第19条 第16条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当の額及び第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（宿日直手当）

第20条 宿日直勤務（第3項の勤務を除く。）を命ぜられた一般職員には、その勤務1回につき9,000円を超えない範囲内において、理事長の定める額を宿日直手当として支給する。

2 医師の宿日直手当は、前項の規定にかかわらず、21,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。

3 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた一般職員には、その勤務に対して、22,000円を超えない範囲内において理事長が定める月額 of 宿日直手当を支給する。

4 前3項の勤務は、第16条、第17条第1項及び第18条の勤務には、含まれないものとする。

第21条 第16条、第17条第1項、第18条並びに前条第1項及び第2項の規定は、第10条第1項に規定する職にある一般職員には適用しない。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第22条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに理事長が別に定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間規程第4条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間規程第4条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第23条 一般職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他理事長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 一般職員（就業規程第32条の2の規定により採用された職員を除く。）が負傷（公務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この項及び第26条

において同じ。)による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。)に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

- 3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規定による給与の減額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第23条の2 管理職員特別勤務手当は、第11条第1項の規定により役職手当を受け一般職員(医療職給料表(一)の適用を受ける一般職員は除く。次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第5条第1項、第6条及び第7条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

- 3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第24条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する一般職員(就業規程第17条第1項第6号規定する専ら従事する場合を除く。)に対して、次に定める日(次条及び第24条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死

亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける一般職員及び理事長が別に定めるものを除く。）についても、同様とする。

(1) 基準日が6月1日である場合 6月30日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で日曜日若しくは土曜日又は休日でない日）

(2) 基準日が12月1日である場合 12月10日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で日曜日若しくは土曜日又は休日でない日）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該一般職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中の「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した一般職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において一般職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表（一）の適用を受ける一般職員でその職務の級が4級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける一般職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して、理事長が別に定める一般職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が別に定める。

第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第65条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた一般職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した一般職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第24条の3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた一般職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを

申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する一般職員（就業規程第17条第1項第6号規定する専ら従事する場合を除く。）に対し、当該一般職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、次に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した一般職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

(1) 基準日が6月1日である場合 6月30日（その日が日曜日若しくは土曜

日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる時は、その日前において、その日に最も近い日で日曜日若しくは土曜日又は休日でない日）

(2) 基準日が12月1日である場合 12月10日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる時は、その日前において、その日に最も近い日で日曜日若しくは土曜日又は休日でない日）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる一般職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の一般職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該一般職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した一般職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の一般職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において一般職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第25条第3項」と読み替えるものとする。

5 理事長は、特に必要のあると認めるときは、予算の範囲内において、理事長が定める額を第2項の規定による勤勉手当の額に加算することができる。この場合において、その加算する額は、第1項の規定にかかわらず理事長が定める日に支給する。

6 第24条第5項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に

規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第25条第1項第1号及び第2号に規定する日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

- 第26条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規程第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規程第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、就業規程第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規程第17条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 就業規程第17条第2号の規定により、休職にされた職員には他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 就業規程第17条第1項第6号に規定する専ら従事する場合の在職した全期間については、第24条及び第25条に規定する期末手当及び勤勉手当支給の在職期間から除く。
- 7 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第24条第1項の規定により理事長が定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条の2

及び第24条の3の規定を準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは、「第26条第7項」と読み替えるものとする。

第26条の2 就業規程第17条第1項第6号に規定する専ら従事する場合には、その許可の効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第27条 第6条、第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第27条の2 第6条、第10条から第12条まで、第13条の2及び第16条から第18条までの規定は、就業規程第32条の2第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第27条の3 第6条、第10条から第12条まで及び第13条の2の規定は、就業規程第32条の2第6項の規定により採用された職員には適用しない。

（委任）

第28条 役職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が定める。

（年俸）

第29条 特定職員に支給する年俸の種類は基本年俸（年俸のうち、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。）及び業績年俸（年俸のうち、勤務成績に応じた報酬をいう。）とする。

2 年俸表は、別表第17から別表第19のとおりとする。

3 理事長は毎年度その複雑、困難、責任の度及び当該特定職員の勤務成績に基づき、適用する年俸表の区分を決定するものとする。

（基本年俸）

第30条 特定職員の基本年俸の額は、その者に適用される年俸表の基本年俸の欄に掲げる額のうち、前条第3項の規定によりその者に適用する区分に応じた額とする。

2 基本年俸は、第7条第2項に規定する日に、その額の12分の1の額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「月例年俸」という。）を支給する。

3 第8条各項の規定は、月例年俸の支給に準用する。

(業績年俸)

第31条 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特定職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した特定職員についても同様とする。

2 業績年俸の額は、その者に適用される年俸表の業績年俸の欄に掲げる額のうち、第29条第3項の規定によりその者に適用する区分に応じた額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「業績年俸基礎額」という。）の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

4 業績年俸の額は、第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、設立団体と地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会が行う業績評価及び当該特定職員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、理事長が決定するものとし、第2項の業績年俸の額の100分の70から100分の130までの範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。

5 第24条第1項、第24条の2及び第24条の3の規定は、業績年俸の支給に準用する。

第32条 第26条の規定は、基本年俸及び業績年俸の支給に準用する。

2 第29条、第30条、前条及び第1項に規定するもののほか、基本年俸及び業績年俸の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(委任)

第33条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(60歳超職員の給料月額の特例)

第2条 当分の間、一般職員の給料月額は、当該一般職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4条において「特定日」という。)以後、当該一般職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該一般職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該一般職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

第3条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 就業規程第32条の2の規定により採用された職員
- (2) 医師及び歯科医師
- (3) 就業規程第29条第1項又は第2項の規定により当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(同規程第29条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同規程第26条に規定する職を占める職員
- (4) 就業規程第25条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同規程第24条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

第4条 就業規程第28条に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第6条において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2条の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(理事長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第2条の規定により当該職員の受ける給料月額の

ほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第5条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第6条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける一般職員(附則第2条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4条に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、附則第4条及び第5条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第7条 附則第4条又は前条の規定による給料を支給される職員以外の附則第2条の規定の適用を受ける職員であって、採用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、附則第2条の規定による給料月額、附則第4条の規定による給料その他附則第2条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

第9条 附則第2条から前条までの規定は、特定職員の給与の支給に準用する。

(暫定再任用職員)

第10条 就業規程附則第3条の規定により採用した職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 育児介護休業規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間規程第4条第2項又は第4項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第4条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 第1項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は理事長が定める。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第11条 施行日から令和8年3月31日までの間における第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表

(一)の適用を受ける一般職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度障がい者」とあるのは「(5) 重度障がい者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中

「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う整理に関する経過措置)

第12条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第24条の2及び第24条の3の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(引継職員の特例)

第 13 条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、半田市職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 12 号。以下「半田市給与条例」という。）または常滑市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 25 年条例第 11 号。以下「常滑市病院事業職員給与条例」という。）の適用を受けていた職員が引き続き法人の職員となった場合（以下「引継職員」という。）において、当該職員に適用するこの規程に規定する給与は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）が定める場合を除き、同日以前の半田市給与条例又は常滑市病院事業職員給与条例の規定による給与その他の事情を考慮して理事長が定める。

第 14 条 引継職員のうち、施行日において、新たに役員規程の適用を受け、年俸の支給を受ける者は、この規程は適用しない。

第 15 条 引継職員の権衡上調整の必要があると認められるもののこの規程における給与については、その権衡上必要があると認められる限度において、理事長が必要な調整を行うことができる。

第16条 引継職員で施行日においてその者の受ける給料月額が施行日の前日においてその者の受けていた給料月額に達しないこととなるものには、令和12年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

別表第 1（第 5 条関係）

行政職給料表（一）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額
定 年	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100

前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		

33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			

63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						

93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							

	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第1の2（第5条関係）

行政職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額
定年前	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
再任用	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
短時間	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
勤務職	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
員以外	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
の職員	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400

	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800

	38	231, 100	249, 500	275, 300	299, 000	346, 800
	39	231, 700	250, 000	275, 900	299, 600	347, 800
	40	232, 300	250, 400	276, 500	300, 300	348, 700
	41	233, 000	250, 800	277, 000	300, 900	349, 600
	42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500	350, 500
	43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100	351, 400
	44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600	352, 200
	45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100	353, 000
	46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700	353, 800
	47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300	354, 600
	48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900	355, 300
	49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500	356, 000
	50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200	356, 800
	51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900	357, 600
	52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600	358, 200
	53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200	358, 900
	54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500
	55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
	56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900
	57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800	361, 500
	58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362, 000
	59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500
	60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800	363, 000
	61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300	363, 400
	62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800	
	63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400	
	64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000	
	65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600	
	66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000	
	67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500	

68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	

	98	249, 200	268, 400	303, 700		
	99	249, 500	268, 600	304, 000		
	100	249, 700	268, 900	304, 300		
	101	249, 900	269, 100	304, 600		
	102	250, 200	269, 300	305, 000		
	103	250, 500	269, 600	305, 300		
	104	250, 700	269, 900	305, 700		
	105	250, 900	270, 100	306, 000		
	106		270, 300	306, 400		
	107		270, 600	306, 800		
	108		270, 800	307, 100		
	109		271, 100	307, 300		
	110		271, 400	307, 600		
	111		271, 700	307, 900		
	112		271, 900	308, 100		
	113		272, 100	308, 300		
	114		272, 400	308, 600		
	115		272, 600	308, 900		
	116		272, 800	309, 100		
	117		273, 100	309, 300		
	118		273, 400	309, 600		
	119		273, 700	309, 900		
	120		273, 900	310, 100		
	121		274, 100	310, 300		
	122		274, 300	310, 600		
	123		274, 600	310, 900		
	124		274, 900	311, 100		
	125		275, 100	311, 300		
	126		275, 300	311, 600		
	127		275, 600	311, 900		

	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、療務員その他の職員で理事長が定めるものに適用する。ただし、就業規程第32条の2の規定により採用された職員を除く。

別表第2（第5条関係）

医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額
定年前	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
再任用	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
短時間	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
勤務職 員以外 の職員	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400

8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
9	314,100	419,000	469,500	583,900	
10	317,600	420,500	471,300	586,200	
11	321,000	422,000	473,100		
12	324,400	423,500	474,900		
13	327,800	424,900	476,700		
14	331,300	426,400	478,500		
15	334,700	427,900	480,300		
16	338,100	429,300	482,100		
17	341,500	430,700	483,900		
18	344,600	432,200	485,800		
19	347,700	433,700	487,700		
20	350,800	435,100	489,600		
21	354,000	436,500	491,500		
22	357,100	438,000	493,200		
23	360,200	439,500	495,000		
24	363,200	440,900	496,800		
25	366,200	442,300	498,400		
26	368,500	443,700	500,200		
27	370,800	445,100	502,000		
28	373,000	446,500	503,600		
29	374,900	447,900	505,000		
30	376,600	449,300	506,700		
31	378,300	450,700	508,500		
32	380,100	452,100	510,200		
33	381,900	453,500	511,700		
34	383,700	454,900	513,000		
35	385,300	456,300	514,300		
36	386,700	457,700	515,600		
37	388,100	459,100	516,600		

	38	389, 600	460, 800	517, 900		
	39	391, 100	462, 400	519, 200		
	40	392, 600	464, 000	520, 500		
	41	394, 100	465, 600	521, 500		
	42	394, 800	466, 800	522, 300		
	43	395, 400	468, 000	523, 100		
	44	396, 100	469, 100	523, 900		
	45	397, 000	470, 100	524, 800		
	46	397, 600	471, 100	525, 600		
	47	398, 200	472, 000	526, 400		
	48	398, 800	472, 800	527, 100		
	49	399, 400	473, 500	527, 900		
	50	399, 900	474, 200	528, 700		
	51	400, 400	474, 900	529, 400		
	52	400, 900	475, 500	530, 300		
	53	401, 400	476, 200	531, 200		
	54	401, 800	476, 900	532, 000		
	55	402, 200	477, 500	532, 900		
	56	402, 600	478, 100	533, 800		
	57	403, 000	478, 400	534, 600		
	58	403, 400	479, 000	535, 500		
	59	403, 800	479, 700	536, 400		
	60	404, 200	480, 400	537, 100		
	61	404, 600	480, 800	537, 900		
	62	405, 000	481, 400	538, 800		
	63	405, 400	482, 100	539, 700		
	64	405, 800	482, 800	540, 600		
	65	406, 100	483, 200	541, 400		
	66		483, 800	542, 300		
	67		484, 400	543, 200		

	68		484, 900	544, 100		
	69		485, 400	544, 900		
	70		485, 900	545, 800		
	71		486, 400	546, 700		
	72		486, 900	547, 600		
	73		487, 300	548, 400		
	74		487, 800			
	75		488, 200			
	76		488, 700			
	77		489, 200			
	78		489, 800			
	79		490, 400			
	80		490, 800			
	81		491, 300			
	82		491, 900			
	83		492, 500			
	84		493, 000			
	85		493, 500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		301, 700	344, 400	399, 500	473, 300	573, 800

		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
再任用	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
短時間	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
勤務職	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
員以外	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
の職員	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100

30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200		
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800		

60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400		
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800		
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300		
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800		
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300		
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900		
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400		
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000		
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600		
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		
78	254,800	291,900	328,600	349,900			
79	255,100	292,200	329,000	350,100			
80	255,300	292,500	329,500	350,400			
81	255,500	292,800	330,000	350,900			
82	255,800	293,100	330,400	351,200			
83	256,100	293,400	330,600	351,500			
84	256,300	293,700	330,900	351,800			
85	256,500	293,900	331,300	352,200			
86		294,100	331,700	352,500			
87		294,300	332,000	352,800			
88		294,500	332,300	353,100			
89		294,900	332,600	353,500			

	90		295, 100	332, 800	353, 800			
	91		295, 300	333, 200	354, 100			
	92		295, 500	333, 500	354, 400			
	93		295, 900	333, 700	354, 700			
	94		296, 100	334, 000	355, 100			
	95		296, 300	334, 300	355, 500			
	96		296, 600	334, 600	355, 900			
	97		296, 900	334, 800	356, 400			
	98		297, 100	335, 100	356, 800			
	99		297, 300	335, 400	357, 200			
	100		297, 600	335, 600	357, 600			
	101		297, 900	335, 800	358, 100			
	102		298, 100	336, 000				
	103		298, 300	336, 400				
	104		298, 600	336, 600				
	105		298, 900	336, 800				
	106			337, 200				
	107			337, 600				
	108			338, 000				
	109			338, 200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300	328, 400	371, 000

備考 この表は、機構に勤務する薬剤師、放射線技師その他の職員で理事長が定めるものに適用する。ただし、就業規程第32条の2の規定により採用された職員を除く。

別表第4（第5条関係）

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400

26	251, 100	270, 300	294, 400	312, 500	347, 300	407, 100
27	252, 000	271, 400	295, 200	313, 400	348, 600	408, 900
28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900	410, 700
29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100	412, 200
30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600	413, 700
31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100	415, 200
32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600	416, 500
33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600
34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700
35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800
36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800

56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800	
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400	
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900	
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300	
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900	
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400	
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700	
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000	
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500	
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900	
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200	
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500	
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000	
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500	
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900	
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200	
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600	
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100	
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500	
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900	

	86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600		
	87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200		
	88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700		
	89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000		
	90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500		
	91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900		
	92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200		
	93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800		
	94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300		
	95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800		
	96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300		
	97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900		
	98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400		
	99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900		
	100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300		
	101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900		
	102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400		
	103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900		
	104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400		
	105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000		
	106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400		
	107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900		
	108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400		
	109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000		
	110	297, 600	328, 500	362, 600			
	111	297, 800	328, 800	363, 100			
	112	298, 100	329, 100	363, 500			
	113	298, 400	329, 400	363, 900			
	114	298, 600	329, 800	364, 300			
	115	298, 900	330, 100	364, 800			

116	299, 100	330, 400	365, 300			
117	299, 400	330, 600	365, 700			
118	299, 700	330, 900	366, 200			
119	300, 000	331, 200	366, 700			
120	300, 300	331, 400	367, 200			
121	300, 600	331, 600	367, 500			
122	301, 000	331, 900				
123	301, 300	332, 200				
124	301, 600	332, 500				
125	301, 800	332, 700				
126	302, 000	333, 000				
127	302, 300	333, 400				
128	302, 700	333, 600				
129	302, 900	333, 800				
130	303, 200	334, 000				
131	303, 600	334, 400				
132	304, 000	334, 600				
133	304, 200	334, 900				
134	304, 500	335, 300				
135	304, 800	335, 700				
136	305, 100	336, 100				
137	305, 300	336, 400				
138	305, 600	336, 800				
139	305, 900	337, 200				
140	306, 200	337, 600				
141	306, 400	337, 900				
142	306, 800	338, 300				
143	307, 200	338, 600				
144	307, 500	339, 000				
145	307, 700	339, 300				

	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、機構に勤務する助産師及び看護師その他の職員で理事長が

定めるものに適用する。ただし、就業規程第32条の2の規定により採用された職員を除く。

別表第5（第5条関係）

任期付職給料表

号給	給料月額
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

備考 この表は、就業規程第32条の2第1項の規定により採用された職員に適用する。

別表第6（第5条関係）

任期付行政職給料表（一）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200

13	201, 000	247, 400
14	202, 700	248, 600
15	204, 400	249, 800
16	206, 100	251, 000
17	207, 400	252, 100
18	209, 000	253, 200
19	210, 600	254, 300
20	212, 100	255, 400
21	213, 600	256, 400
22	215, 200	257, 400
23	216, 800	258, 400
24	218, 400	259, 400
25	220, 000	260, 400
26	221, 700	261, 300
27	223, 000	262, 200
28	224, 300	263, 100
29	225, 600	263, 900
30	226, 700	264, 700
31	227, 800	265, 500
32	228, 900	266, 300
33	230, 000	267, 000
34	231, 100	267, 800
35	232, 200	268, 600
36	233, 300	269, 300
37	234, 400	270, 000
38	235, 400	270, 800
39	236, 400	271, 600
40	237, 300	272, 300
41	238, 200	273, 000
42	239, 100	273, 800

43	239, 900	274, 600
44	240, 700	275, 300
45	241, 400	276, 000
46	242, 000	276, 700
47	242, 600	277, 400
48	243, 200	278, 100
49	243, 800	278, 800
50	244, 400	279, 500
51	245, 000	280, 200
52	245, 500	280, 900
53	246, 000	281, 500
54	246, 400	282, 200
55	246, 700	282, 800
56	247, 000	283, 500
57	247, 300	284, 100
58	247, 600	284, 800
59	247, 900	285, 400
60	248, 200	286, 100
61	248, 500	286, 700
62	248, 800	287, 400
63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900

73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900
75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600
81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600
92	257, 800	299, 000
93	258, 100	299, 200
94		299, 400
95		299, 700
96		300, 100
97		300, 300
98		300, 600
99		301, 000
100		301, 400
101		301, 600
102		301, 900

103	302, 200
104	302, 500
105	302, 700
106	303, 000
107	303, 300
108	303, 600
109	303, 800
110	304, 200
111	304, 600
112	304, 900
113	305, 100
114	305, 300
115	305, 600
116	306, 000
117	306, 200
118	306, 400
119	306, 700
120	307, 000
121	307, 400
122	307, 600
123	307, 900
124	308, 200
125	308, 500

備考 この表は、就業規程第32条の2の規定に基づき採用された職員のうち、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第6の2（第5条関係）

任期付行政職給料表（二）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	185, 700	227, 700

2	187,400	228,500
3	189,100	229,300
4	190,800	230,100
5	192,500	230,800
6	194,200	231,600
7	195,800	232,400
8	197,400	233,200
9	199,000	234,000
10	200,500	234,700
11	202,000	235,400
12	203,500	236,100
13	205,000	236,800
14	206,500	237,400
15	208,000	238,000
16	209,500	238,600
17	211,000	239,200
18	212,400	239,800
19	213,800	240,400
20	215,200	240,900
21	216,600	241,400
22	217,700	241,900
23	218,800	242,400
24	219,900	242,900
25	220,900	243,400
26	221,800	243,900
27	222,700	244,300
28	223,600	244,800
29	224,500	245,400
30	225,300	245,900
31	226,100	246,400

32	226, 900	246, 800
33	227, 700	247, 200
34	228, 400	247, 700
35	229, 100	248, 200
36	229, 800	248, 600
37	230, 500	249, 000
38	231, 100	249, 500
39	231, 700	250, 000
40	232, 300	250, 400
41	233, 000	250, 800
42	233, 500	251, 300
43	234, 000	251, 800
44	234, 500	252, 200
45	235, 000	252, 600
46	235, 400	253, 000
47	235, 800	253, 400
48	236, 200	253, 800
49	236, 600	254, 200
50	236, 900	254, 600
51	237, 200	255, 000
52	237, 500	255, 400
53	237, 800	255, 800
54	238, 100	256, 200
55	238, 400	256, 600
56	238, 700	257, 000
57	238, 900	257, 300
58	239, 200	257, 700
59	239, 500	258, 100
60	239, 700	258, 400
61	239, 900	258, 700

62	240, 200	259, 100
63	240, 500	259, 500
64	240, 700	259, 800
65	240, 900	260, 100
66	241, 200	260, 400
67	241, 500	260, 700
68	241, 700	260, 900
69	241, 900	261, 100
70	242, 200	261, 400
71	242, 500	261, 700
72	242, 700	261, 900
73	242, 900	262, 100
74	243, 200	262, 400
75	243, 500	262, 700
76	243, 700	262, 900
77	243, 900	263, 100
78	244, 200	263, 400
79	244, 500	263, 700
80	244, 700	263, 900
81	244, 900	264, 100
82	245, 200	264, 400
83	245, 400	264, 700
84	245, 700	264, 900
85	245, 900	265, 100
86	246, 100	265, 300
87	246, 400	265, 600
88	246, 700	265, 900
89	246, 900	266, 100
90	247, 200	266, 300
91	247, 500	266, 600

92	247, 700	266, 800
93	247, 900	267, 100
94	248, 200	267, 400
95	248, 500	267, 700
96	248, 700	267, 900
97	248, 900	268, 100
98	249, 200	268, 400
99	249, 500	268, 600
100	249, 700	268, 900
101	249, 900	269, 100
102	250, 200	269, 300
103	250, 500	269, 600
104	250, 700	269, 900
105	250, 900	270, 100
106		270, 300
107		270, 600
108		270, 800
109		271, 100
110		271, 400
111		271, 700
112		271, 900
113		272, 100
114		272, 400
115		272, 600
116		272, 800
117		273, 100
118		273, 400
119		273, 700
120		273, 900
121		274, 100

122	274,300
123	274,600
124	274,900
125	275,100
126	275,300
127	275,600
128	275,900
129	276,100
130	276,300
131	276,600
132	276,900
133	277,100
134	277,300
135	277,600
136	277,900
137	278,100

備考 この表は、就業規程第32条の2の規定に基づき採用された職員のうち、療務員その他の職員で理事長が定めるものに適用する。ただし、就業規程第32条の2第1項に基づき採用された職員を除く。

別表第7（第5条関係）

任期付医療職給料表（二）

号給	給料月額
1	227,400
2	228,700
3	230,000
4	231,300
5	232,500
6	233,600
7	234,600
8	235,600

9	236,700
10	237,900
11	239,200
12	240,500
13	241,800
14	243,100
15	244,400
16	245,600
17	246,800
18	248,000
19	249,200
20	250,400
21	251,500
22	252,400
23	253,200
24	254,000
25	254,800
26	255,600
27	256,400
28	257,200
29	258,000
30	258,800
31	259,600
32	260,400
33	261,200
34	262,000
35	262,700
36	263,500
37	264,400
38	265,200

39	266, 000
40	266, 800
41	267, 600
42	268, 400
43	269, 200
44	270, 000
45	270, 700
46	271, 500
47	272, 300
48	273, 100
49	273, 800
50	274, 600
51	275, 300
52	276, 000
53	276, 700
54	277, 400
55	278, 100
56	278, 800
57	279, 500
58	280, 200
59	280, 900
60	281, 500
61	282, 100
62	282, 800
63	283, 500
64	284, 100
65	284, 700
66	285, 400
67	286, 100
68	286, 700

69	287,300
70	288,000
71	288,700
72	289,300
73	289,900
74	290,400
75	290,800
76	291,200
77	291,600
78	291,900
79	292,200
80	292,500
81	292,800
82	293,100
83	293,400
84	293,700
85	293,900
86	294,100
87	294,300
88	294,500
89	294,900
90	295,100
91	295,300
92	295,500
93	295,900
94	296,100
95	296,300
96	296,600
97	296,900
98	297,100

99	297,300
100	297,600
101	297,900
102	298,100
103	298,300
104	298,600
105	298,900

備考 この表は、就業規程第32条の2の規定に基づき採用された職員のうち、薬剤師、放射線技師その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

ただし、就業規程第32条の2第1項に基づき採用された職員を除く。

別表第8（第5条関係）

任期付医療職給料表（三）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	207,700	240,600
2	209,600	242,800
3	211,400	245,000
4	213,100	247,200
5	214,800	249,400
6	216,700	250,400
7	218,500	251,300
8	220,200	252,200
9	221,900	253,100
10	223,900	254,300
11	225,800	255,400
12	227,700	256,300
13	229,600	257,100
14	231,600	257,800
15	233,600	258,500
16	235,600	259,400

17	237, 600	260, 500
18	239, 600	261, 600
19	241, 700	262, 700
20	243, 700	263, 800
21	245, 600	264, 900
22	246, 800	266, 000
23	248, 000	267, 100
24	249, 100	268, 200
25	250, 200	269, 200
26	251, 100	270, 300
27	252, 000	271, 400
28	252, 900	272, 400
29	253, 700	273, 400
30	254, 500	274, 100
31	255, 200	274, 800
32	255, 900	275, 500
33	256, 700	276, 200
34	257, 500	276, 800
35	258, 300	277, 300
36	259, 000	277, 800
37	259, 700	278, 300
38	260, 600	278, 900
39	261, 500	279, 400
40	262, 300	279, 900
41	263, 100	280, 300
42	264, 000	280, 800
43	264, 800	281, 300
44	265, 600	281, 800
45	266, 400	282, 300
46	267, 100	282, 800

47	267,800	283,300
48	268,400	283,800
49	269,000	284,300
50	269,500	284,800
51	270,000	285,300
52	270,400	285,800
53	270,800	286,300
54	271,300	286,800
55	271,800	287,300
56	272,200	287,800
57	272,600	288,300
58	273,000	289,100
59	273,400	289,900
60	273,800	290,600
61	274,200	291,300
62	274,600	292,200
63	275,000	293,100
64	275,400	293,900
65	275,800	294,700
66	276,200	295,600
67	276,600	296,400
68	277,000	297,200
69	277,400	298,000
70	277,900	298,900
71	278,400	299,800
72	278,800	300,700
73	279,200	301,600
74	279,800	302,500
75	280,400	303,400
76	280,900	304,300

77	281, 400	305, 100
78	282, 000	306, 100
79	282, 600	307, 100
80	283, 100	308, 000
81	283, 600	308, 500
82	284, 100	309, 400
83	284, 600	310, 300
84	285, 100	311, 100
85	285, 600	311, 900
86	286, 100	312, 900
87	286, 600	313, 900
88	287, 100	314, 900
89	287, 600	315, 800
90	288, 100	316, 900
91	288, 600	317, 900
92	289, 100	318, 900
93	289, 600	319, 700
94	290, 200	320, 400
95	290, 800	321, 100
96	291, 400	321, 700
97	292, 000	322, 200
98	292, 500	322, 500
99	293, 000	323, 100
100	293, 500	323, 700
101	294, 000	324, 100
102	294, 500	324, 700
103	295, 000	325, 300
104	295, 400	325, 800
105	295, 800	326, 200
106	296, 300	326, 700

107	296, 800	327, 200
108	297, 100	327, 700
109	297, 300	328, 100
110	297, 600	328, 500
111	297, 800	328, 800
112	298, 100	329, 100
113	298, 400	329, 400
114	298, 600	329, 800
115	298, 900	330, 100
116	299, 100	330, 400
117	299, 400	330, 600
118	299, 700	330, 900
119	300, 000	331, 200
120	300, 300	331, 400
121	300, 600	331, 600
122	301, 000	331, 900
123	301, 300	332, 200
124	301, 600	332, 500
125	301, 800	332, 700
126	302, 000	333, 000
127	302, 300	333, 400
128	302, 700	333, 600
129	302, 900	333, 800
130	303, 200	334, 000
131	303, 600	334, 400
132	304, 000	334, 600
133	304, 200	334, 900
134	304, 500	335, 300
135	304, 800	335, 700
136	305, 100	336, 100

137	305, 300	336, 400
138	305, 600	336, 800
139	305, 900	337, 200
140	306, 200	337, 600
141	306, 400	337, 900
142	306, 800	338, 300
143	307, 200	338, 600
144	307, 500	339, 000
145	307, 700	339, 300
146	307, 900	339, 700
147	308, 200	340, 100
148	308, 600	340, 500
149	308, 800	340, 800
150	309, 000	341, 200
151	309, 300	341, 600
152	309, 600	342, 000
153	310, 000	342, 300
154	310, 200	
155	310, 400	
156	310, 700	
157	311, 000	
158	311, 300	
159	311, 600	
160	311, 900	
161	312, 300	
162	312, 600	
163	312, 900	
164	313, 200	
165	313, 600	
166	313, 900	

167	314,200
168	314,500
169	314,900

備考 この表は、就業規程第32条の2の規定に基づき採用された職員のうち、助産師及び看護師その他の職員で理事長が定めるものに適用する。ただし、就業規程第32条の2第1項に基づき採用された職員を除く。

別表第9（第5条関係）

行政職給料表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	基本的な知識又は経験が必要とする業務を行う職務
3級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務
4級	係長の職務
5級	副主幹の職務
6級	1 課長の職務 2 主幹の職務
7級	特に高度の知識又は経験が必要とする課長の職務
8級	副本部長の職務
9級	本部長の職務

別表第9の2（第5条関係）

行政職給料表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う労務職員の職務
2級	基本的な技能又は経験が必要とする業務を行う労務職員の職務
3級	相当の技能又は経験が必要とする業務を行う労務職員の職務
4級	高度の技能又は経験が必要とする業務を行う労務職員の職務
5級	多数の労務職員を指揮監督する係長の職務

別表第10（第5条関係）

医療職給料表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
----	---------

1級	医師又は歯科医師の職務
2級	医長の職務
3級	診療科部長の職務
4級	統括部長の職務
5級	医務局長又は副医務局長の職務

別表第11（第5条関係）

医療職給料表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	1 診療放射線技師、臨床検査技師、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、救急救命士、胚培養士又は医療技術士（以下「診療放射線技師等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師等の職務
3級	1 高度の技術又は経験を必要とする薬剤師の職務 2 相当高度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師等の職務
4級	主任の職務
5級	1 副主幹の職務 2 係長の職務
6級	1 薬局科長、技師長又は技士長の職務 2 課長、室長又は主幹の職務
7級	1 薬剤局長又は医療技術局長の職務 2 薬剤副局長又は医療技術副局長の職務

別表第12（第5条関係）

医療職給料表（三）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	1 助産師又は看護師の職務 2 前号の職務に相当する准看護師の職務
3級	1 高度の技術又は経験を必要とする助産師又は看護師の職務

	2 前号の職務に相当する准看護師の職務
4級	看護主任又は係長の職務
5級	1 看護師長の職務 2 課長、室長又は主幹の職務の職務
6級	1 看護局長の職務 2 看護副局長の職務

別表第13（第5条関係）

任期付職給料表基準職務表

基準となる職務
高度の専門的知識経験等を必要とする業務を行う職務

別表第14（第5条関係）

任期付行政職給料表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	基本的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第14の2（第5条関係）

任期付行政職給料表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う労務職員の職務
2級	基本的な技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務

別表第15（第5条関係）

任期付医療職給料表（二）基準職務表

基準となる職務
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、救急救命士、胚培養士又は医療技術士の職務

別表第16（第5条関係）

任期付医療職給料表（三）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	准看護師の職務

2級	1 助産師又は看護師の職務
	2 前号の職務に相当する准看護師の職務

別表第17（第29条関係）

医療職年俸表（一）

区分	基本年俸	業績年俸
1	15,550,000	4,580,000
2	15,647,000	4,620,000
3	15,732,000	4,655,000
4	15,805,000	4,685,000
5	15,869,000	4,712,000
6	15,926,000	4,735,000
7	15,974,000	4,755,000
8	16,019,000	4,773,000

備考 この表は、機構に勤務する医師のうち院長に適用する。

別表第17の2（第29条関係）

医療職年俸表（一）

区分	基本年俸	業績年俸
1	14,932,000	4,515,000
2	15,028,000	4,555,000
3	15,114,000	4,590,000
4	15,186,000	4,620,000
5	15,251,000	4,646,000
6	15,307,000	4,669,000
7	15,356,000	4,689,000
8	15,401,000	4,708,000

備考 この表は、機構に勤務する医師のうち副院長に適用する。

別表第18（第29条関係）

医療職年俸表（二）

区分	基本年俸	業績年俸
1	7,465,000	2,812,000

2	7,514,000	2,835,000
3	7,565,000	2,858,000
4	7,616,000	2,881,000
5	7,666,000	2,904,000
6	7,701,000	2,920,000
7	7,725,000	2,931,000
8	7,749,000	2,942,000

備考 この表は、機構に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、救急救命士、胚培養士又は医療技術士のうち副院長又は特に高度の知識又は経験を必要とする薬剤局長又は医療技術局長に適用する。

別表第19（第29条関係）

医療職年俸表（三）

区分	基本年俸	業績年俸
1	6,843,000	2,462,000
2	6,965,000	2,518,000
3	7,067,000	2,565,000
4	7,163,000	2,609,000
5	7,247,000	2,648,000
6	7,306,000	2,675,000
7	7,354,000	2,697,000
8	7,407,000	2,721,000

備考 この表は、機構に勤務する助産師又は看護師のうち副院長又は特に高度の知識又は経験を必要とする看護局長に適用する。